

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

## 産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](2025年11月度)

対象期間: 2025年11月01日～11月30日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二ーイ、規十二条の七の五一イ]

種類	数量※1
産業廃棄物	廃油 4,553 kg
	廃酸 610 kg
	廃アルカリ 72 kg
	廃プラスチック類 17,773 kg
	紙くず 0 kg
	木くず 0 kg
	繊維くず 0 kg
	ゴムくず 0 kg
	金属くず 866 kg
特別管理 産業廃棄物	ガラスくず及び陶磁器くず 1,118 kg
	引火性廃油 1,743 kg
	廃油(有害) 110 kg
	廃酸(有害) 1 kg
	廃アルカリ(有害) 0 kg
	感染性廃棄物 120,531 kg

※1…kg以下は四捨五入

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二ーロ、規十二条の七の五一ロ]

	燃焼ガス温度	集塵機流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度
測定位置	別図の①	別図の②	別図の③
測定結果が得られた日	2025年11月01日～11月30日	2025年11月01日～11月30日	2025年11月01日～11月30日
測定結果	別紙のとおり※2	別紙のとおり※2	別紙のとおり※2

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二ーハ、規十二条の七の五一ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	2025年11月01日～11月30日	2025年11月01日～11月30日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二ニ、規十二条の七の五一ニ]

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別図の③	別図の③
採取した年月日	2025年9月3日	2025年9月3日
測定結果が得られた日	2025年10月22日	2025年10月10日
ダイオキシン類		0.61 ng-TEQ/m3N
ばい煙量又は ばい煙濃度	硫黄酸化物 0.0091 m3N/h	
	ばいじん 0.004 g/m3N	
	塩化水素 150 mg/m3	
	窒素酸化物 60 ppm	

※2…連続記録紙は焼却施設操作室にて開示